

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改革等の活用状況に係る調査

(内閣府地方分権改革推進室 令和元年度実施)

I 調査趣旨

提案募集方式により改正された制度等が、各自治体で利活用されているか定量的に把握

II 調査期間

令和元年10月～令和2年3月

III 調査項目(7項目)

- ・地方版ハローワーク(自治体が自ら実施する無料職業紹介)の創設
- ・道の駅における電気自動車の充電インフラ整備に関する道路占用許可基準の明確化
- ・公営住宅の一部入居者(認知症患者等)に対する収入申告方法の拡大
- ・農地転用許可権限の指定市町村等への移譲
- ・70歳から74歳の国民健康保険被保険者の高額療養費支給申請手続の簡素化
- ・年金記録全般の相談に市町村における窓口装置を利用可能であることの明確化
- ・災害援護資金制度の見直し(貸付利率の引き下げ・保証人の要否・月賦償還)

IV 調査結果(別紙のとおり)

提案募集方式により改正された制度等について、全国ベースでの活用の実態及び活用していない場合の理由を把握することができた。



本調査の結果を踏まえ、自治体における実施状況及びその効果等を明らかにし、地方分権改革推進の意義及び地方への横展開に資する事例を収集するため、総務省行政評価局に調査を依頼。

地方分権改革・提案募集方式により実現された制度改正等の活用状況に係る調査結果(令和元年度実施)

(※1)活用実績等がない場合の理由

ア	当該制度の改正内容(明確化の内容)について知らなかったため。
イ	活用する必要性がないため。/申請等がないため。
ウ	活用するにあたり、調整等で大きな負担がかかるため。
エ	調査時点で実績はないが、今後活用(条例制定等)の見込みがある。
オ	その他

整理番号	提案内容	制度改正内容	照会事項	照会対象(実施主体)	集計値	単位	活用実績等がない場合の理由(※1)					活用団体割合 活用団体数/ 有効回答団体数	都道府県別 活用団体割合 上段:最高値 下段:最低値	
							ア	イ	ウ	エ	オ			
1	地方版ハローワーク(自治体が自ら実施する無料職業紹介)の創設 (職業安定法) 【法律改正】	地方版ハローワークを創設し、地方公共団体が無料職業紹介を行う際の国への届出や国からの規制・監督を廃止するとともに、無料職業紹介を行う地方公共団体に対し、国のハローワークの求人情報及び求職情報をオンラインで提供することを法定化する。	地方版ハローワークを設置しているか。 (令和元年9月末時点)	都道府県	27	団体	0	14	1	1	4	27/47 (57.4%)		
				市区町村	231	団体	86	815	367	45	195	231/1,739 (13.3%)	52.6% 0%	
2	道の駅における電気自動車の充電インフラ整備に関する道路占用許可基準の明確化 (道路法) 【通知】	道の駅における電気自動車の充電インフラ整備について、道路区域外の設置が原則であるところ、利用者の利便性又は設置費用の観点から適当でない場合には、道路区域内に設置することが可能であることを明確化する。	(1)道路管理者として管理する道路区域が含まれる道の駅の数は何箇所か。 (令和元年9月末時点)	都道府県	45	団体箇所								
				市区町村	170	団体箇所								
				都道府県	28	団体件	0	13	0	1	3			
				市区町村	56	団体件	5	78	5	9	17			
3	公営住宅の一部入居者(認知症患者等)に対する収入申告方法の拡大 (公営住宅法) 【法律改正等】	公営住宅の家賃の決定に係る入居者からの毎年度の収入申告について、認知症患者等に対し職権認定を認める。	(1)公営住宅の家賃の決定に係る入居者からの収入申告について、条例に認知症患者等に対して申告を免除する規定を定めているか。 (令和元年9月末時点)	都道府県	36	団体	0	7	1	2	1	36/47 (76.6%)		
				市区町村	493	団体	91	707	55	281	112	493/1,739 (28.3%)	65.0% 5.3%	
				都道府県	13	団体件								
				市区町村	61	団体件								
			(2)上記(1)に該当する場合、公営住宅の家賃の決定に係る入居者からの収入申告について、認知症患者等に対し申告を免除した件数は何件か。 (平成30年度)		47	団体件								
					460	団体件								

整理 番号	提案内容	制度改正内容	照会事項	照会対象 (実施 主体)	集計値	単位	活用実績等がない場合の理由(※1)					活用団体割合 活用団体数/ 有効回答団体数	都道府県別 活用団体割合 上段:最高値 下段:最低値
							ア	イ	ウ	エ	オ		
4	農地転用許可権限の指定市 町村等への移譲 (農地法) 【法律改正】	農地等の農業上の効率的かつ総合的 な利用の確保に関する施策の実施状況 を考慮して農林水産大臣が指定する市 町村に都道府県と同様の農地転用許可 権限を移譲する。	指定市町村か。 (令和元年9月末時点)	市区町村	59	団体	31	519	781	47	301	59/1,738 (3.4%)	65.5% 0%
			農地転用許可権限が移譲された指定市町村に おける農地転用許可件数は累計何件か。 (令和元年9月末時点)		52	団体 件以上 (※2)							
5	70歳から74歳の国民健康保 険被保険者の高額療養費支 給申請手続の簡素化 (国民健康保険法) 【省令改正等】	市町村が行う国民健康保険の70歳から 74歳までの被保険者の高額療養費の 支給申請について、市町村の判断によ り手続きを簡素化することを可能とす る。 高額療養費の支給申請の際、原則とし て国民健康保険の保険者の判断によ り、領収書(一部負担金等の支払額の 証拠書類)の添付を省略できることを明 確化する。	国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者 の高額療養費の支給申請について、条例等に 手続きを簡素化する規定を定めているか。 (令和元年9月末時点)	市区町村	186	団体	56	232	536	373	356	186/1,739 (10.7%)	88.9% 0%
			国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者 の高額療養費の支給申請について、一部負担 金等が支払われていると保険者が判断した場 合、原則として領収書の添付を不要としている か。 (令和元年9月末時点)		649	団体	40	175	331	247	297	649/1,739 (37.3%)	100% 0%
6	年金記録全般の相談に市町 村における窓口装置を利用可 能であることの明確化 (市町村における窓口装置を 用いた「ねんきん特別便」等の 年金記録に関する相談業務 実施要領) 【周知等】	市町村における「ねんきん特別便」、「ね んきん定期便」又は「厚生年金加入記 録のお知らせ」の年金記録に関する相 談業務に使用されている窓口装置(ウ ィンドウマシン)は、年金記録全般の相談 に利用可能であることを明確化する。	(1)日本年金機構から年金記録に関する相談 業務に使用される社会保険オンラインシステム の可搬型窓口装置の貸与を受けているか。 (令和元年9月末時点)	市区町村	559	団体	30	504	177	362	107		
			(2)上記(1)に該当する場合、当該窓口装置を 「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」又は「厚 生年金加入記録のお知らせ」以外の年金記録 全般の相談に活用した実績はあるか。 (令和元年9月末時点)		394	団体	2	103	13	30	17	394/559 (70.5%)	100% 0%

(※2)「50以上」と回答した38市町について、「50」を超える件数は集計されていない。

整理 番号	提案内容	制度改正内容	照会事項	照会対象 (実施 主体)	集計値	単位	活用実績等がない場合の理由(※1)					活用団体割合 活用団体数/ 有効回答団体数	都道府県別 活用団体割合 上段:最高値 下段:最低値		
							ア	イ	ウ	エ	オ				
7	災害援護資金について、条例により貸付利率を引き下げることができる見直し (災害弔慰金の支給等に関する法律) 【法律改正】	災害援護資金の貸付利率について、3%未満に引き下げることができる。	災害援護資金の貸付利率について、3%未満とする規定を定めているか。 (令和元年9月末時点)	市区町村	1,310	団体	32	137	24	178	58	1,310/1,739 (75.3%)	100% 42.1%		
	災害援護資金について、保証人を立てることを不要とする見直し (災害弔慰金の支給等に関する法律) 【政令改正】	災害援護資金の貸付について、保証人を不要とすることを可能とする。	災害援護資金の貸付について、保証人がいない場合でも貸し付けができることとされているか。 (令和元年9月末時点)		1,216	団体	35	155	46	166	121	1,216/1,739 (69.9%)	100% 20.0%		
	災害援護資金について、条例により貸付利率を引き下げることができる見直し及び保証人を立てることを不要とする見直し (災害弔慰金の支給等に関する法律) 【法律改正等】	災害援護資金について、条例により貸付利率を3%未満に引き下げることができる見直しとともに、保証人を立てることを不要とする。	(1)災害援護資金の貸付について、保証人を立てる場合の貸付利率は何%か。 (令和元年9月末時点)		0%(無利子)	1,087	団体								
					0%超0.5%未満	1	団体								
					0.5%以上1.0%未満	2	団体								
					1.0%以上1.5%未満	26	団体								
					1.5%以上2.0%未満	40	団体								
					2.0%以上2.5%未満	0	団体								
					2.5%以上3.0%未満	1	団体								
					3.0%	423	団体								
					保証人を立てることを一律不要としている	129	団体								
					その他	30	団体								
					0%(無利子)	90	団体								
					0%超0.5%未満	3	団体								
0.5%以上1.0%未満	10	団体													
1.0%以上1.5%未満	399	団体													
1.5%以上2.0%未満	588	団体													
2.0%以上2.5%未満	2	団体													
2.5%以上3.0%未満	0	団体													
3.0%	80	団体													
保証人を立てることを一律義務付けている	517	団体													
その他	50	団体													
災害援護資金について、月賦償還を可能とする見直し (災害弔慰金の支給等に関する法律) 【政令改正】	災害援護資金について、月賦償還を可能とする。	災害援護資金について、月賦償還を可能としているか。 (令和元年9月末時点)	1,340	団体	31	142	30	151	45	1,340/1,739 (77.1%)	100% 40.0%				